

八王子市長 殿

申請者氏名 印

配偶者氏名 印

捨印

八王子市不妊に悩む方への特定治療支援事業申請書

八王子市不妊に悩む方への特定治療支援事業実施要綱第5条の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり特定不妊治療費の助成を申請します。

また、八王子市不妊に悩む方への特定治療支援事業の助成金交付要件の確認のため、八王子市長が住民基本台帳及び市税等に関する帳簿を閲覧し、関係機関や他自治体に照会・回答することについて同意します。

記

夫 妻 フリガナ氏名 生年月日 所得額 婚姻日 住所 電話番号 申請金額 助成の状況

- 黒のボールペンで記入してください。消えるボールペンは使用できません。
●訂正する場合は二重線で訂正し、訂正箇所に申請者印と同一の印を捺印してください。修正テープでの訂正はできません。
●申請者氏名、請求書の請求者氏名と助成金振込先の口座名義人は同一の方としてください。

※ 1回の治療で、治療の内容により上限額が異なります(下記のとおり)。
\* 上限額に満たない場合は八王子市不妊に悩む方への支援事業受診等証明書の領収金額と同額となります。
治療ステージA 上限25万円まで(初回のみ30万円まで)
治療ステージB 上限30万円まで
治療ステージC・F 上限12万5千円まで
治療ステージD・E 上限20万円まで(初回のみ30万円まで)

※八王子市記入欄

住民登録の有無 婚姻日 所得制限の適否 初回申請時の年齢 治療ステージ 通算年度・通算回数 年度 回数 決定金額

受付印

## 治療の内容・結果及び妊娠の経過について行政への報告を行うことに関する説明書

### (1) 報告の目的

厚生労働省では、特定不妊治療を行う医療機関に対し、行われた特定不妊治療の内容・結果及び妊娠の経過について、公益社団法人日本産科婦人科学会を通じた報告への協力を求めています。

これを集計し分析することにより、厚生労働省は、助成事業の成果を把握し、今後の助成事業の制度を一層充実していく上で検討の参考とすることができます。また、行われた治療の効果を把握することにより、わが国の不妊治療の発展のために参考となる学術データを得ることができます。

さらに、厚生労働省は、助成事業を実施する都道府県・政令市に対し、集計・分析結果を提供し、都道府県・政令市も事業の成果を把握し、助成事業の充実に役立てることができるようにしています。

### (2) 報告の内容・方法

各医療機関から、公益社団法人日本産科婦人科学会のデータベースを通じて、下欄の項目の統計情報として、厚生労働省に報告されます。

報告には個人名の記載はなく、内容は統計的に集計され、行政側は全国の患者さんの状況について総計として把握することとなります。個人が特定されることなく、プライバシーは厳守されます。

#### 報告・集計される項目

[報告は医師が行います。患者さんが行うことはありません。]

#### I 治療から妊娠まで

- (1) 患者(女性)の年齢
- (2) 不妊の原因
- (3) 治療の内容、妊娠の有無

#### II 妊娠から出産まで

- (4) 妊娠・出産の状況
- (5) 生まれた子の状況